

スマートフォン利用者が急増し、それに伴いトラブルも増えていきます。今月は、若者に多いインターネットを介してのトラブル事例を紹介いたします。

**事例1** デートに誘われ、買われたダイヤの指輪

SNSの掲示板に興味を書き込んだら、Aくんから「同じ趣味」とメールが入った。メールのやり取りで仲良くなり、「二度会おう」と言われ出向いた。Aくんはイケメンでかっこよく、世間話の後、「僕、宝石のデザインをしているんだ。職場を見る？」といい、店に連れていかれた。店に入ると指輪やネックレスを見せられ、「どれが好き？」と聞かれたので、「ピンクダイヤ」と答えると、「恋人にするなら宝石の好きな人がいいな。大事な人に僕のデザインした指輪をつけてもらいたい」といい、「これ120万円」と言われた。



あまりに高額なので「断ると上司という人が出てきて、君だけ特別に90万円だよ」と勧めてきた。既

に4時間も経っていたので「もう帰りたい」と言ったが帰ってくれない。どうしても帰りがたかったら、仕方なく契約書に署名して商品を受け取り、店を出た。その後、Aくんはメールをしても返事が来ない。

**消費者へのアドバイス**

「会いたい」とか「商品が当たった」などと勧誘目的を告げずに店や営業所に連れて行き、契約をさせる売り方をアポイントメントセールスといいます。このような販売方法は、クーリング・オフの適用がありますので、契約日から8日以内であれば無条件で契約を解除することができます。販売店（クレジット契約している場合は、販売店とクレジット会社の両方）に解除する旨をハガキで通知しましょう。8日過ぎても販売方法に問題があれば契約の取り消しを主張できます。

**事例2** バイナリーオプション取引をしたが出金できない

SNSで知り合った人の中に、「前は会社員だったけど、今は1日ちよっと仕事するだけで年収

1,200万円を簡単に稼いでいる。やるなら手伝う。」という人がいた。興味があつたので教えてほしいとい



うと、「海外に事務所を置く事業者と口座開設に使うから、コンビニで1万円のプリペ

ドカードを買っておくように」といわれた。教えられた通りにスマホで口座開設し、取引を始めた。その後、利益が出たので出金を申し出ると本人確認できる証明書を送るよう指示された。指示通りに免許書をコピーして送ったが、出金させてくれず、そのうち連絡もつかなかつた。

**消費者へのアドバイス**

バイナリーオプション取引とは、為替相場が上がるか下がるかを予測する取引で一見簡単に見えます。ちよつとの空き時間にスマホを使い少額取引もできますが、リスクが高い取引であることを理解しましょう。また、事業者には取引業者の登録が必要です。海外事業者の場合、無登録業者が多いので登録しているか確認し、無登録事業者との契約はしないようにしましょう。特に口座開設時、プリペドカードで入金し、取引開始

前に解約、出金したくても出金できないこともあるので気をつけましょう。

悩んだり、迷ったり、困ったときは、秩父市消費生活センターにお気軽にご相談ください。  
秩父市消費生活センター  
☎25-5200



毎週月～金曜日（祝祭日はお休み）  
午前9時～正午、午後1時～4時

**秩父JC主催事業**

**ありがとう 感謝の心を伝えよう**

**とき** 3月29日(日)午前9時30分～11時30分  
**ところ** 秩父神社2階檜の間  
**内容** 5才～12才くらいまでのお子さんを対象に、「ありがとう」という言葉の意味、使い方などを教える道徳型事業です。保護者の方と一緒にご参加ください。  
※入場無料・途中入退席自由  
☎(公社) 秩父青年会議所事務局 (秩父商工会議所内) 嶋田 ☎22-4411